第11百十五条第1項第1号の第2表ロ中「第９号」の下に「及び第10号」を加え、同表に次のように加える。

二　第４項第10号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		３Ｗ以上	10㎠以上（※１）

第11百十五条第1項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号の表ハ中「第４項第九号」を「第４項第９号」に改め「除く。）」の下に「及び同項第10号に規定する方向指示器」を加え、同表11中「第４項第九号」を「第４項第９号及び第10号」に改める。

第11百十五条第1項第三項第四号中「及び中央部に方向指示器」を「に１個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に１個ずつ又は両側面に３個ずつ方向指示器」に改め、同項第六号中「中央部に」の下に「１個ずつ又は両側面に３個ずつ」を加え、同条第四項第十号中「前号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を第十七号とし、同項第十号から同項第十五号までを１号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の１号を加える。

十　前項第４号及び第６号の自動車の両側面に３個ずつ備える方向指示器は、各側面に可能な限り均等に配分されるよう取り付けられていること。

第11百四十11条第11項中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に、「附則３の9.」を「附則３の規則9.」に改める。

第11百四十四条第1項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「5.3.1.1.及び5.3.1.3.」を「5.3.1.」に、「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版」に改める。

第11百四十五条第1項、第11百四十六条第1項、第11百四十七条第1項及び第11百四十九条第1項中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に改める。

第11百五十11条第1項第1号の11中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」に、「6.2.」を「の規則6.2.」に、「8.2.」を「の規則8.2.」に改める。

第11百五十八条第11項中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に、「附則３の9.」を「附則３の規則9.」に改める。

第11百六十八条第1項中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第11百八十四条第1項第三号中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

別添三、別添四及び別添五を削除する。

別添七４・５・８・中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

別添九３・10・中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改め、同別添別紙１の１・６・、１・８・及び２・３・中「協定規則第10号第４改訂版」を「協定規則第10号第５改訂版」に改める。

別添11十三1・中「専ら乗用の用に供する三輪自動車」を「三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超えるものを除く。）」に改める。

別添五十11２・５・１・１・中「装置本体にレンズを有しない分配型の灯火装置又は灯火信号装置の場合は、光導体の１つの末端を光源とすることができる。」を削り、同別添３・９・３・中「別添73「方向指示器の技術基準」で規定する」を削り、「連鎖式点灯」を「協定規則第６号改訂版補足第26改訂版で規定する連鎖式点灯」に改め、「緊急制動表示灯」の下に「又は後面衝突警告表示灯」を加え、同別添４・１・２・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・２・２・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版の規則」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則」に改め、同別添４・３・２・中「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第８改訂版」に改め、同別添４・３・７・中「前部霧灯は、配光可変型前照灯が提供する別の灯火機能の一部として作動する場合」の下に「及び協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第８改訂版の規則4.2.2.3.1.及び4.2.2.3.2.に限る。）に基づき相互に組込まれているその他の灯火と同時に点灯することができない場合」を加え、同別添４・３・９・中「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第８改訂版」に改め、同別添４・４・２・中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・４・７・２・中「解除された場合」の下に「又は自動車の前進速度が10km／ｈを超えた場合」を加え、同別添４・５・４・２・に後段として次のように加える。

また、後面に３個又は４個備える後退灯は、少なくとも２個が車両中心面について対称の位置に取り付けられたものであること。

別添五十11４・５・５・中「２個備える場合にあっては」を「２個以上備える場合にあっては、車両中心面について対称な位置に取り付けられているものについては」に改め、同別添４・５・６・中「側方に水平」の下に「又は下方」を加え、同別添４・６・４・４・中「種別６の方向指示器を」の下に「１個ずつ」を加え、「中央部に方向指示器を」の下に「１個ずつ又は両側面に種別５の方向指示器を３個ずつ」を加え、同別添４・６・４・６・中「中央部に方向指示器を」の下に「１個ずつ又は両側面に種別５の方向指示器を３個ずつ」を加え、同別添４・６・５・３・３・中「牽引自動車」の下に「及び被牽引自動車」を加え、同別添４・６・５・３・４・中「中央部に備える」を「中央部に１個ずつ備える方向指示器及び両側面に３個ずつ備える種別５の」に改め、同別添４・６・５・３・４・を同別添４・６・５・３・５・とし、同別添４・６・５・３・３・の次に次のように加える。

4.6.5.3.4.　4.6.4.4.に規定する大型貨物自動車等の両側面に３個ずつ備える方向指示器並びに4.6.4.6.に規定する大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車の両側面に３個ずつ備える方向指示器は、4.6.5.3.1.の規定にかかわらず、各側面に可能な限り均等に配分されるよう取り付けられていること。

別添五十11４・８・７・２・を次のように改める。

4.8.7.2.　非常点滅表示灯は、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合及びその他協定規則に規定する差し迫った危険を他の交通に対して示す場合には、自動で作動させることができる。この場合において、非常点滅表示灯の消灯操作は手動又は自動とすることができる。なお、当該表示灯は消灯操作が行われるまでの間、作動を継続するものとする。

別添五十11４・９・６・中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改め、同別添４・23・２・中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改め、同別添４・23・６・１・２・１・中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版の規則」に改め、同別添４・23・６・３・及び４・23・７・４・３・(b)中「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版」に改め、同別添４・23・８・２・及び４・23・９・１・中「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則」に改め、同別添４・23・９・５・中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改め、同別添４・24・８・３・１・、４・24・８・３・２・及び４・24・10・２・中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改め、同別添４・27・２・中「同規則補足第19改訂版」を「同規則補足第20改訂版」に改め、同別添別紙七を削る。